

協定区域	北区鳴子1丁目、2丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1983年7月19日
	面積	57,628.70 m ²		更新 1993年7月19日 (有効期間を延長) 更新 2003年7月19日 (有効期間を延長) 更新 2013年7月19日 (有効期間を延長) 更新 2023年7月19日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域・準住居地域		有効期間	1983年7月19日～2033年7月18日 (50年)

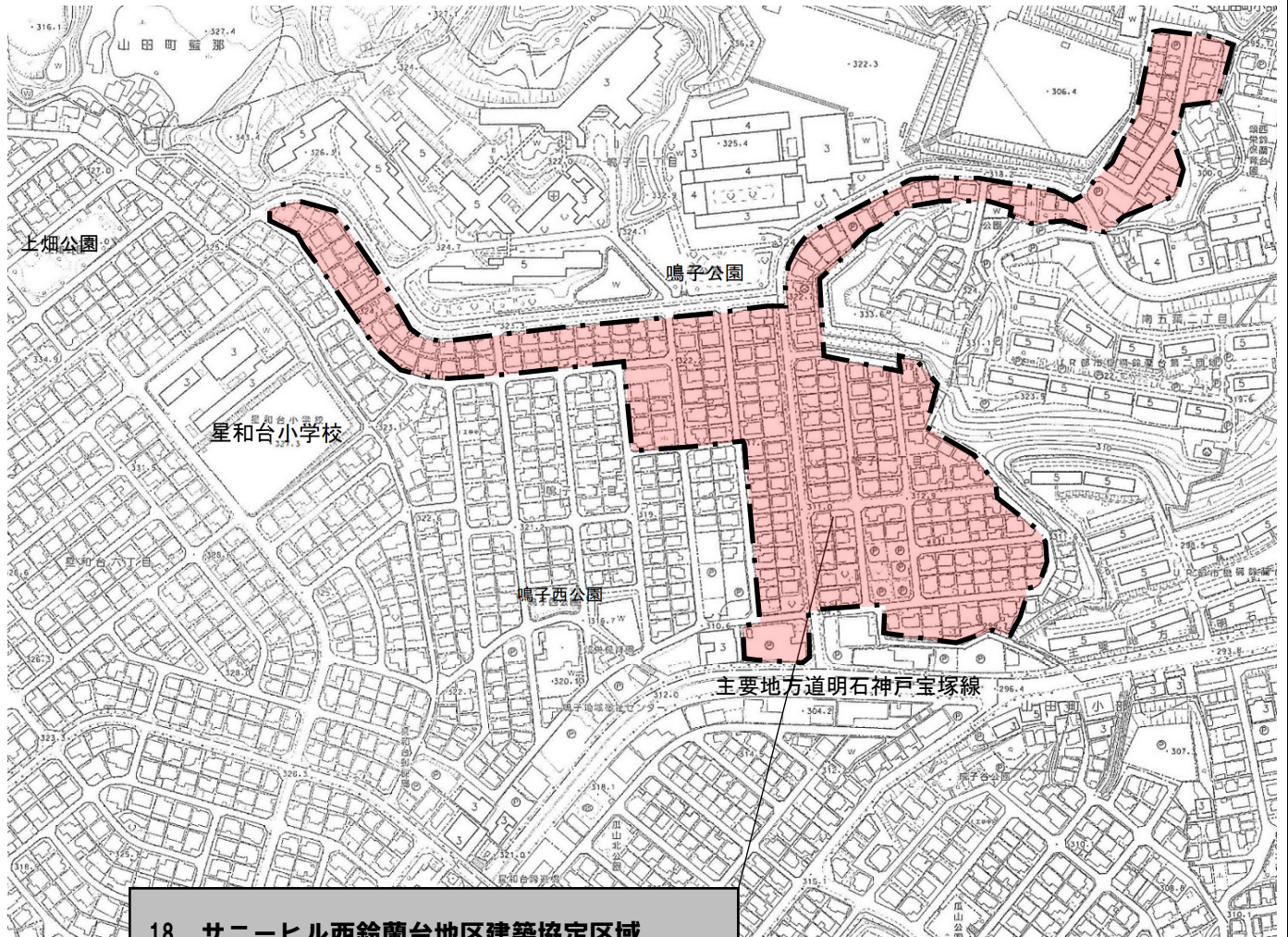
協定内容の概要

- (1) 建築物は、1区画1戸建個人専用住宅とする。ただし、複数区画を1つの区画として建築する場合並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3(兼用住宅)及び第130条の4(公益上必要な建築物)に規定する建築物で運営委員会の許可を得たものを建築する場合については、この限りでない。
- (2) 建築物の階数は、2以下とする。
- (3) 敷地の地盤面の標高は、現況を超えないこと。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)等関係諸法令の許可を受けたうえ行う宅地変更工事又は建築物の基礎工事のための整地その他運営委員会の許可を得たものなど必要最小限の変更については、この限りでない。
- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の22第1号に該当する建築物については、この限りでない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。



18 サニーヒル西鈴蘭台地区建築協定区域

位置図

